

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 本法で開示請求の対象とされるのは、行政機関が保有する文書であるため、磁気テープなどの電磁的記録は対象とならない。
2. 本法は国民主権の理念にのっとり行政文書の開示請求権を定めるものであるから、開示請求権は日本国籍を持つ者のみに認められ、外国人には認められていない。
3. 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていてそれを区分して除くことができない場合、公益上の必要性があっても、当該行政文書を開示してはならない。
4. 本法による不開示決定は行政手続法にいう「申請に対する処分」に当たるので、行政手続法の規定により、不開示の理由を付さなければならない。
5. 不開示決定について審査請求があった場合、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に必ず諮問しなければならない。

建造物侵入罪に関する次の記述ア～オのうちには判例に照らし妥当なものが二つある。それらはどれか。

- ア. 建造物侵入罪の構成要件である「侵入」とは、他人の看守する建造物等に管理権者の意思に反して立ち入ることをいう。
- イ. 管理権者があらかじめ建造物への立入りを拒否する意思を積極的に明示していない場合、当該建造物の性質や使用目的、管理状況などから見て、現に行われた立入り行為を管理権者が容認していないと合理的に判断されるときでも、建造物侵入罪は成立しない。
- ウ. 現金自動預払機（ATM）が設置されているのみで行員が常駐しない銀行支店出張所に、ATM 利用客のキャッシュカードの暗証番号等を盗撮する目的で、客を装って侵入した場合、建造物侵入罪が成立する。
- エ. 強盗の意図を隠して「こんにちは」と挨拶し、中にいる人が「お入り」と答えたのに応じて建物に入った場合、立入りに対する承諾があるので、建造物侵入罪は成立しない。
- オ. 政治的意見を記載したビラを郵便受けに投函する目的で他人の看守する建物に侵入した場合、憲法が保障する政治的表現活動の一環として違法性が阻却され、建造物侵入罪は成立しない。

- 1. ア, ウ
- 2. ア, エ
- 3. イ, ウ
- 4. イ, オ
- 5. エ, オ